

平成 28 年度 特定建築物・建築設備等 定期報告のお知らせ

- ・ 建築基準法の改正により、平成 28 年 6 月 1 日から定期報告制度（定期報告対象・資格・様式等）が変更になりました。
- ・ 改正に伴い、新たに報告対象となる「防火設備」及び「小荷物専用昇降機」については、平成 30 年度から定期報告が必要になります。
- ・ 平成 28 年度のみ報告時期を平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日としています。

定期報告制度とは

～建築基準法第 12 条第 1 項、第 3 項～

不特定多数の人が利用するような建築物又は公共性のある建築物は、構造の老朽化、避難設備の不備、建築設備の操作・作動不完全等により、大きな災害が発生するおそれがあります。

定期報告制度とは、貴重な財産である建築物の適正な維持保全を図り、安全、衛生、防災及び避難の状況を把握して、災害を未然に防止しようとするものです。

共同住宅、ホテル、旅館、学校、興行場、デパートなど、多数の人が利用する建築物（特定建築物）の内、その用途、規模により、政令・特定行政庁（※）が指定した特定建築物及び特定建築物に設けられている建築設備（換気設備、排煙設備、非常用照明、防火設備）並びに建築物に設けられている昇降機（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機）等の所有者又は管理者は、定期的（1 年又は 3 年）に調査・検査資格者（建築士等）に調査・検査をしてもらい、その結果を特定行政庁（※）に報告することとなっています。

※特定行政庁：帯広市に所在する建築物等については帯広市。

定期報告は所有者・管理者に課せられた義務です

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者はその建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない（第 8 条第 1 項）とされています。さらに、定期報告制度による調査・検査の結果を特定行政庁に報告しなければならないとされています。（法第 12 条第 1 項、第 3 項）

所有者・管理者は、適切に建築物を維持管理するとともに、定期的な調査・検査の結果を特定行政庁に報告することが義務であり、定期報告を行わなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象対象（100 万円以下の罰金）となります。

日常の維持保全や定期調査・検査を怠ると・・・？

- ・ 火災や地震等で停電した場合、避難経路の照明が点かないと人が逃げ遅れて、大きな災害となるおそれがあります。
- ・ 火災時に防火扉が閉まらなると、煙の流れの手助けをしてしまい、逃げる人が煙にまかれてしまうおそれがあります。
- ・ 避難階段などに損傷・変形などがあると、避難時に転倒などの二次災害になるおそれがあります。
- ・ 外壁の落下により思わぬ事故が発生し、社会的な責任に問われる場合があります。

建築基準法の改正による定期報告の対象となる建築物

特定建築物			報告時期			対象建築物設置の建築設備	
用途	規模(いずれかに該当)		年毎	期間	直近の提出年度	建築設備 (換気・排煙・ 非常用照明)	防火設備
劇場 映画館 演芸場	3階以上	100㎡超 主階が1階にない	3	4/1～9/30	平成29年度	○	○
	地階	100㎡超				○	○
	面積	客席合計200㎡以上				○	○
	面積	客室200㎡超				○	○
観覧場(屋外観覧場を除く) 公会堂 集会場	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30	平成29年度	○	○
	地階	100㎡超				○	○
	面積	客席合計200㎡以上				○	○
	面積	客室・集会室200㎡超				○	○
病院 診療所(患者の収容施設があるものに限る) 老人ホーム(就寝用途に限る) 児童福祉施設等(")	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30※1	平成28年度	○	○
	2階	300㎡以上				○	○
	地階	100㎡超				○	○
	全面積	500㎡超				○	○
老人ホーム (就寝用途を除く) 児童福祉施設等(")	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30※1	平成28年度	○	○
	全面積	1,000㎡超				○	○
ホテル 旅館	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30	平成30年度	○	○
	2階	300㎡以上				○	○
	地階	100㎡超				○	○
	全面積	300㎡超				○	○
共同住宅(サ高住に限る) 寄宿舎(サ高住、高齢者等グループホームに限る)	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30	平成29年度	○	○
	2階	300㎡以上				○	○
	地階	100㎡超				○	○
		3階以上 かつ1,000㎡超				○	○
共同住宅(サ高住を除く) 寄宿舎(サ高住、高齢者等グループホームを除く) 下宿		3階以上 かつ1,000㎡超	3	4/1～9/30	平成29年度	○	○
						○	○
体育館(学校に附属するものを除く)	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30※1	平成28年度	○	○
	全面積	2,000㎡以上				○	○
	全面積	5,000㎡超				○	○
体育館(学校に附属するものに限る) 学校	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30	平成29年度	○	○
	全面積	5,000㎡超				○	○
博物館、美術館、図書館 (いずれも学校に附属するもの)	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30	平成30年度	○	○
	全面積	2,000㎡以上				○	○
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (いずれも学校に附属するものを除く)	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30	平成30年度	○	○
	全面積	2,000㎡以上				○	○
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (いずれも学校に附属するものに限る)	3階以上	100㎡超	3	4/1～9/30	平成30年度	○	○
	全面積	2,000㎡以上				○	○
百貨店 マーケット 物品販売業を営む店舗	3階以上	100㎡超	1	4/1～9/30※1	平成28年度	○	○
	2階	500㎡以上				○	○
	地階	100㎡超				○	○
	全面積	3,000㎡以上				○	○
	全面積	1,000㎡超				○	○
展示場(避難階のみにあるものを除く)	3階以上	100㎡超	1	4/1～9/30※1	平成28年度	○	○
	2階	500㎡以上				○	○
	地階	100㎡超				○	○
	全面積	3,000㎡以上				○	○
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	3階以上	100㎡超	1	4/1～9/30※1	平成28年度	○	○
	2階	500㎡以上				○	○
	地階	100㎡超				○	○
	全面積	3,000㎡超				○	○
	全面積	500㎡超				○	○
事務所その他これに類するもの		5階以上かつ 1,500㎡超	3	4/1～9/30	平成30年度	○	○

■ 政令で定められた、建築物で避難階のみを当該用途に供するものは定期報告の対象外になる場合があります。
(詳細は建築指導課にお問い合わせください。)

設備の種類	次のいずれかに該当するもの	年毎	期間	提出年度
建築設備	特定建築物に設けた機械換気設備	1	4月1日 ～9月30日※1	平成28年度
	特定建築物に設けた機械排煙設備	1		
	特定建築物に設けた非常用照明設備	1		
防火設備 (防火戸)	前頁防火設備欄に○印のある特定建築物に設けた 随時閉鎖式の防火設備	1	平成30年4月1日 ～9月30日※1	平成30年度
	病院、診療所、児童福祉施設、共同住宅、寄宿舎 のうち高齢者又は障害者の就寝の用途に供するも ので床面積が200㎡以上の建築物に設けた随時閉 鎖式の防火設備	1		
昇降機※2	エレベーター、エスカレーター	1	4月1日 ～9月30日※1	平成28年度
	小荷物専用昇降機※3	1	平成30年4月1日 ～9月30日	平成30年度
遊戯施設	遊戯施設	1	4月1日 ～6月30日※1	平成28年度

※1 今年度（28年度）に限り平成28年4月1日～平成29年3月31日

※2 いずれもかごが住戸内のみを昇降するものを除く

※3 テーブルタイプ（昇降路の出し入れ口が床面よりも50cm以上高いもの）を除く

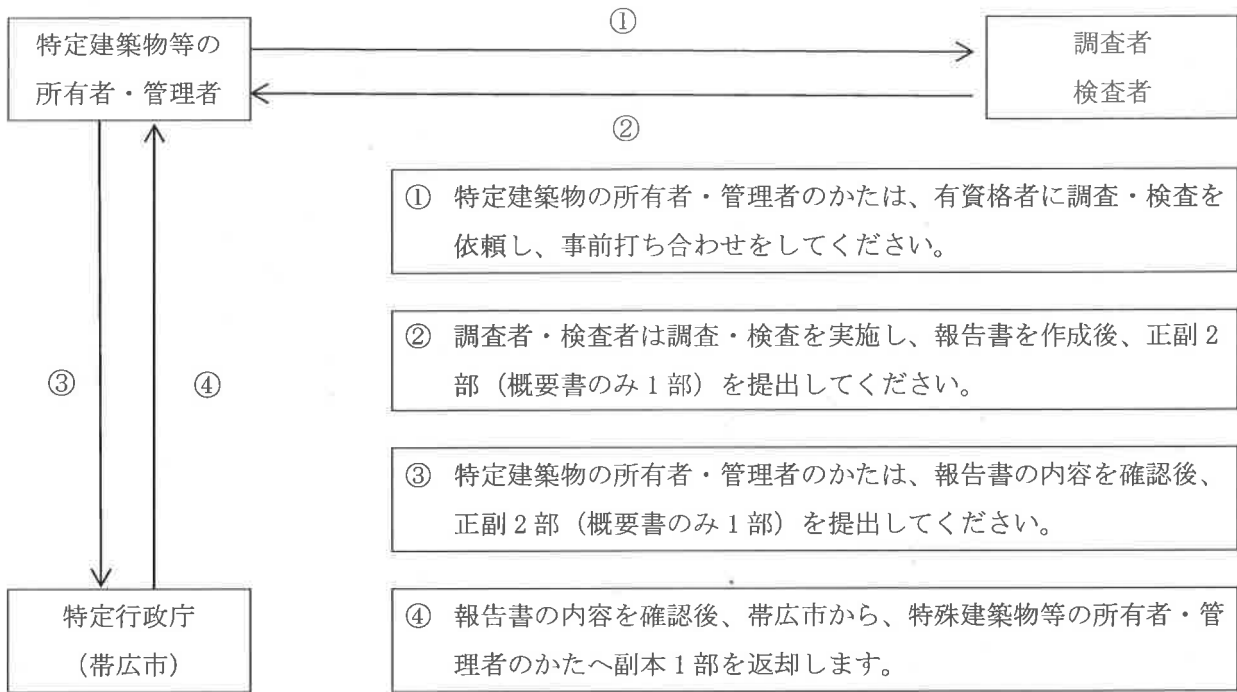
報告の時期

特定建築物	平成28年4月1日～平成29年3月31日
建築設備 (換気・排煙・非常用照明)	
昇降機	平成28年4月1日～平成29年3月31日
遊戯施設	平成28年4月1日～平成29年3月31日
防火設備	平成30年4月1日～12月28日
小荷物専用昇降機	平成30年4月1日～12月28日

※ 平成28年度のみ、法改正に伴い、別記報告期間にかかわらず平成29年3月31日までを報告の時期として定めております。

※ 防火設備、小荷物専用昇降機は平成28年度、平成29年度は報告の必要がなく、平成30年度からの報告となっています。

提出の手順



提出書類

特定建築物等の調査報告	「報告書」、「調査結果表」のセットを2部（正一副）、「定期調査報告概要書」を1部。（「調査結果表」には「配置図」、「各階平面図」、及び是正を必要とする箇所があれば「調査写真」の添付が必要。）
建築設備等、防火設備の検査報告	「排煙設備」・「換気設備」・「非常用照明」・「防火設備」の内、報告対象となっている設備について「報告書」と「検査結果表」のセットを2部（正一副）、「定期検査報告概要書」を1部。（是正を必要とする箇所があれば「検査結果表」に「検査写真」の添付が必要。）
昇降機、遊戯施設の検査報告	「報告書」、「検査結果表」のセットを2部（正一副）、「定期検査報告概要書」を1部。（是正を必要とする箇所があれば「検査結果表」に「検査写真」の添付が必要。）

- 平成28年6月1日から、建築基準法改正により、定期報告書及び定期報告概要書の様式が変更になっています。新様式で提出してください。
- 調査検査結果については、具体的な調査項目及び調査方法等が定められていますので所定の様式により提出してください。（様式は帯広市のホームページに掲載しています。）
- 関係図面及び写真や試験結果の資料等についても併せて提出してください。
- 概要書が添付されていないと原則として受付できません。
- 調査・検査日より3ヶ月以内に定期報告を提出してください。

調査・検査のできる資格者

※平成 28 年 6 月 1 日～

	特定建築物の調査	建築設備の検査	防火設備の検査	昇降機・ 遊戯施設の検査
一級又は二級建築士	○	○	○	○
特定建築物調査員	○	×	×	×
建築設備等調査員	×	○	×	×
防火設備検査員	×	×	○	×
昇降機等 検査員	×	×	×	○

業務の代行について

下記の機関で、報告手続き
等の代行、調査者・検査者の紹介を行っています。
ご利用されるかたは、お問い合わせください。

一般社団法人北海道建築士事務所協会十勝支部
〒080-0016
帯広市西 6 条南 6 丁目 3 番地ソネビル 5F
TEL 0155-21-6270 FAX 0155-25-0226

定期報告の提出先・お問い合わせ先



帯広市 都市建設部 建築指導課 (市役所 6 階)

報告書を郵送する場合の発送先

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地

帯広市 都市建設部 建築指導課 審査指導係

TEL 0155-65-4180 FAX 0155-23-0159

Email architecture@city.obihiro.hokkaido.jp

副本の返却を郵送で希望される場合は返信用封筒(住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの)を添えて提出してください。

